No. 3

| 制度名 | 電源立地地域対策交付金 (電源立地特別交付金 (原子力発電施設等 | 主管課名 | 政策調整課 政策調整 G | | |
|-------|--------------------------------------|------|-----------------|--|--|
| | 周辺地域交付金)相当分) | 問合せ先 | 029-301-2025 | | |
| 目的・趣旨 | 原子力発電施設等が立地している市町村及び周辺市町村における住民や企業に | | | | |
| | 対して給付金を交付することにより、企業誘致等を支援する。 | | | | |
| | あるいは同地域における生活環境等の整備を図るため、公共用施設の整備等に必 | | | | |
| | 要な経費を市町村に交付する。 | | | | |

〔対象団体〕

原子力立地給付金交付事業を行う者(R2:一般財団法人電源地域振興センター) 又は 市町村(水戸市、日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、鉾田市、 茨城町、大洗町、東海村)

[対象事業(措置)]

- A. (1) 給付金交付助成措置
 - 対象市町村内において電気の供給を受けている住民・企業に対する給付金の交付
- B. 以下、(2) ~ (5)
 - (2) 企業導入・産業活性化措置

産業基盤の施設整備、農林水産業等の近代化事業、観光の開発事業等

- (3) 福祉対策措置
 - 医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、スポーツ・レクリェーション施設 等
- (4) 公共用施設の整備、維持運営措置
- (5) 地域活性化措置 等

[補助要件等]

B. の事業を選択した場合、事業主体は市町村であること。

[対象経費]

- A. 対象事業の実施に要する経費(給付金、事務費、電力会社への委託費)
- B. 対象事業の実施に要する経費(工事費、委託費、維持運営費 等)

[補助限度額等]

電灯需要家・電力需要家の契約口数及び契約kw数により算出

〔経費負担割合〕

| 区分 | 玉 | 県 | 市町村 | その他 |
|--------------------------|---------------------|---|-----|-----|
| A. 原子力立地給付金事業を行う者、B. 市町村 | 10/10 | _ | _ | _ |
| (県を経由した間接交付) | | | | |
| 〔R3 年度当初予算額〕 | [R3 年度補助対象団体] | | | |
| 3, 319, 885 千円 | A. 原子力立地給付金交付事業を行う者 | | | |
| | B. 水戸市(間接交付分) | | | |

[備考]

- (1) 経費負担割合は基本的に国 10/10 であるが、B. の各事業については、定額交付であるため、 交付額以上の事業を行う場合には市町村負担を伴う。
- (2) 交付対象市町村のうち水戸市は B. (5) 地域活性化措置 等を選択し、日立市外 7 市町村は給付金交付助成事業を選択している。